

日本古典全書 日本書紀五

監修

佐佐木信綱
柳田國男
新村出
山田孝雄
津田左右吉
和辻哲郎

日本書紀

五

武田祐吉校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

日本古典全書第七十八回配本

「日本書紀」五 ◎ 武田祐吉校註

昭和三十一年十二月十月初版發行

印刷所 圖書印刷株式會社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田

區有樂町・大阪市北區中之島・

小倉市砂津・名古屋市廣小路）

定價 二五〇圓

目次

凡 本 文 例

日本書紀卷の第二十四

皇極天皇(天豐財重日足姫の天皇)

書き下し文・原文

〔一〕	系譜・事蹟(即位前)	七
〔二〕	即位(元年)	七
〔三〕	高麗百濟の使來る(同年)	八
〔四〕	新羅の使來る(同年)	一〇
〔五〕	蘇我の大臣、百濟の使を招く(同年)	一一
〔六〕	百濟の使の從者死す(同年)	一一
〔七〕	佛事を修して雨を祈る(同年)	一三
〔八〕	天皇親祭して雨を祈る(同年)	一四
〔九〕	大寺・宮室を作らむとす(同年)	一五

目

次

一

七

三

〔一〇〕	地震多し。蝦夷を襲す(同年)	一六
〔一一〕	氣象異變(同年)	一七
〔一二〕	先帝の大葬(同年)	一七
〔一三〕	蘇我の蝦夷、禮を失す(同年)	一八
〔一四〕	氣象異變(二年)	二〇
〔一五〕	巫覡等の神語多し(同年)	二〇
〔一六〕	難波の百濟の客館に火あり(同年)	二〇
〔一七〕	飛鳥の板蓋の新宮に幸す(同年)	二二
〔一八〕	高麗・百濟の使來る(同年)	二三
〔一九〕	百濟の使に問ふ(同年)	二三
〔二〇〕	茨田の池の水の異變(同年)	二三
〔二一〕	吉備の島の皇祖母の尊薨す(同年)	二三
〔二二〕	蘇我の入鹿、古人の大兄を立てて天皇とせむとす(同年)	二五
〔二三〕	蘇我の入鹿、山背の大兄等を襲はしむ(同年)	二六
〔二四〕	蜜蜂を三輪山に放養す(同年)	二八
〔二五〕	中臣の鎌子、中つ大兄と結ぶ(三年)	三三
〔二六〕	菟田山の靈芝(同年)	三四
〔二七〕	三輪山の猿の歌(同年)	三五
〔二八〕	謠歌あり(同年)	三五
〔二九〕	常世の蟲を祭る(同年)	三七
〔三〇〕	蘇我の入鹿、禮を失す(同年)	四〇
〔三一〕	恠しき聲あり(四年)	四〇

〔三〕 妖虎の術（同年）	四
〔三〕 蘇我の入鹿殺さる（同年）	四
〔四〕 異本の記事（同年）	四

日本書紀卷の第二十五

孝德天皇（天萬豐日の天皇）

〔一〕 系譜・性行・即位（大化元年）	四
〔三〕 后妃と皇子（同年）	五
〔三〕 高麗・百濟・新羅の使來る（同年）	五
〔四〕 治世に關する詔（同年）	五
〔五〕 國司等に詔す（同年）	五
〔六〕 僧尼に詔す（同年）	六
〔七〕 古人の大兄を殺す。地を賣るを禁ず（同年）	六
〔八〕 都を難波の長柄の豐碯に遷す（同年）	六
〔九〕 改新の詔（二年）	六
〔一〇〕 諸國の兵庫を脩營せしむ（同年）	六
〔一一〕 諫を納るる詔（同年）	七
〔一二〕 國司を戒むる詔（同年）	七
〔一三〕 東國の朝集使等に與ふる詔（同年）	七
〔一四〕 皇太子の奏（同年）	八
〔一五〕 墓、妻婢、旅人に關する詔（同年）	八

〔二六〕	官位を定むる詔(同年).....	九
〔二七〕	使を新羅に遣す(同年).....	二
〔二八〕	高麗・新羅の使來る(三年).....	三
〔二九〕	名を正す詔(同年).....	三
〔三〇〕	禮法を定む(同年).....	三
〔三一〕	有間の溫湯に幸す(同年).....	六
〔三二〕	皇太子の宮に火あり(同年).....	六
〔三三〕	冠の制を定む(同年).....	七
〔三四〕	難波の碕の宮に幸す(四年).....	九
〔三五〕	學問僧を三韓に遣す(同年).....	九
〔三六〕	新羅の使來る(同年).....	一〇
〔三七〕	賀正(五年).....	一〇
〔三八〕	冠の制を改む(同年).....	一〇
〔三九〕	蘇我の倉山田麁呂を殺す(同年).....	一〇
〔四〇〕	皇太子妃蘇我の造媛薨す(同年).....	一〇
〔四一〕	左右の大臣を任ず(同年).....	一〇
〔四二〕	使を新羅に遣す(同年).....	一〇
〔四三〕	味經の宮に幸す(白雉元年).....	一〇
〔四四〕	白雉を獻ず(同年).....	一〇
〔四五〕	白雉を觀る(同年).....	一〇
〔四六〕	新羅の使來る(同年).....	一〇
〔四七〕	佛像を造る(同年).....	一〇

〔三八〕	船を造る（同年）	二四	二五
〔三九〕	丈六の繡像成る（二年）	二五	二五
〔四〇〕	難波の長柄の豊碕の宮に遷る（同年）	二五	二六
〔四一〕	新羅の使を追ふ（同年）	二六	二六
〔四二〕	班田を終る（三年）	二六	二七
〔四三〕	連日雨ふる（同年）	二七	二七
〔四四〕	戸籍を造る（同年）	二七	二八
〔四五〕	造宮を終る（同年）	二八	二八
〔四六〕	佛事を修す（同年）	二八	二八
〔四七〕	使を唐に遣す（四年）	二八	二九
〔四八〕	旻法師の病を問ふ（同年）	二九	三〇
〔四九〕	旻法師死す（同年）	三〇	三〇
〔五〇〕	遣唐の使、海難に遭ふ（同年）	三一	三一
〔五一〕	皇太子等、大和の飛鳥に遷る（同年）	三一	三一
〔五二〕	鼠、大和の都に遷る（五年）	三一	三一
〔五三〕	遣唐の使等、唐の京に到る（同年）	三三	三三
〔五四〕	吐火羅國の人等、漂著す（同年）	三三	三四
〔五五〕	遣唐の使、筑紫に泊す（同年）	三四	三四
〔五六〕	天皇崩す（同年）	三五	三五
〔五七〕	大葬（同年）	三五	三六
〔五八〕	高麗・百濟・新羅の弔使來る（同年）	三六	三六

日本書紀卷の第二十六

齊明天皇(天豐財重日足姫の天皇)

三七

〔一〕 事蹟(即位前)	一七	一七
〔二〕 即位(元年)	一六	一六
〔三〕 空中に人あり(同年)	一六	一六
〔四〕 蝦夷等を襲す(同年)	一六	一六
〔五〕 飛鳥の板蓋の宮に火あり(同年)	一六	一六
〔六〕 高麗・百濟・新羅の使來る(同年)	一六	一六
〔七〕 高麗の使來る(二年)	一六	一六
〔八〕 使を高麗に遣す(同年)	一六	一六
〔九〕 飛鳥の岡本の宮を造る(同年)	一六	一六
〔一〇〕 親貨邇の人漂著す(三年)	一六	一六
〔一一〕 使を新羅に遣す(同年)	一六	一六
〔一二〕 蝦夷を討つ(四年)	一六	一六
〔一三〕 皇孫建の王薨す(同年)	一六	一六
〔一四〕 蝦夷貢す(同年)	一六	一六
〔一五〕 智通等、唐に行く(同年)	一六	一六
〔一六〕 紀の溫湯に幸す(同年)	一六	一六
〔一七〕 有間の皇子を殺す(同年)	一六	一六
〔一八〕 同、別傳(同年)	一六	一六

〔一九〕	肅愼を討つ（同年）	一四一
〔二〇〕	蝦夷を討つ（五年）	一四三
〔二一〕	使を唐に遣す（同年）	一四四
〔二二〕	遣唐の使人の紀行（同年）	一四七
〔二三〕	佛事を修す（同年）	一四九
〔二四〕	出雲の神宮を造る（同年）	一五〇
〔二五〕	高麗の使、筑紫に至る（六年）	一五〇
〔二六〕	肅愼を討つ（同年）	一五一
〔二七〕	皇太子、はじめて漏刻を造る（同年）	一五三
〔二八〕	高麗の使歸る（同年）	一五三
〔二九〕	唐、百濟を討つ（同年）	一五四
〔三〇〕	百濟、救を求む（同年）	一五六
〔三一〕	百濟、また救を求む（同年）	一五七
〔三二〕	難波の宮に幸す（同年）	一五九
〔三三〕	船を造る。童謡あり（同年）	一六〇
〔三四〕	西征（七年）	一六一
〔三五〕	筑紫に幸す（同年）	一六一
〔三六〕	百濟の使來る（同年）	一六一
〔三七〕	朝倉の橘の廣庭の宮に遷る（同年）	一六二
〔三八〕	遣唐の使の歸路の紀行（同年）	一六三
〔三九〕	天皇崩ず（同年）	一六三
〔四〇〕	天皇の喪船、難波に泊つ（同年）	一六四

〔四〕 飛鳥の川原に大殯す(同年)……………一六四 一六五

日本書紀卷の第二十七

天智天皇(天命開別の天皇)……………一六七

- 〔一〕 系譜・事蹟(即位前)……………一七〇
 〔二〕 救の兵を百濟に送る(同)……………一六八
 〔三〕 百濟の王子豐璋を百濟に送る(同)……………一六九
 〔四〕 高麗、唐の軍情を奏す(同)……………一七〇
 〔五〕 日本の高麗を救ふ軍に恠あり(同)……………一七〇
 〔六〕 百濟に兵と食とを送る(元年)……………一七〇
 〔七〕 高麗、救を求む(同年)……………一七一
 〔八〕 鼠、馬の尾に子を産む(同年)……………一七一
 〔九〕 豐璋をして百濟を繼がしむ(同年)……………一七二
 〔一〇〕 百濟、避城に都す(同年)……………一七三
 〔一一〕 百濟を救はむとして兵食を備ふ(同年)……………一七四
 〔一二〕 新羅、百濟の四州を焼く(二年)……………一七五
 〔一三〕 新羅を討つ(同年)……………一七五
 〔一四〕 犬上君、高麗に赴き百濟に歸る(同年)……………一七五
 〔一五〕 百濟の福信を殺す(同年)……………一七六
 〔一六〕 新羅、百濟を侵す(同年)……………一七六
 〔一七〕 百濟の州柔の城、唐に降る(同年)……………一七八

〔一八〕	冠位の制を定む（三年）		一七九
〔一九〕	百済の王善光王等を難波に居らしむ（同年）		一八〇
〔二〇〕	百済の使來る。島の祖母の命薨ず（同年）		一八〇
〔二一〕	百済の使を出發せしむ（同年）		一八一
〔二二〕	近江の國に祥瑞あり（同年）		一八二
〔二三〕	筑紫等に防人と烽とを置き、水城を造る（同年）		一八三
〔二四〕	間人の太后崩ず（四年）		一八三
〔二五〕	間人の太后のために佛事を修す（同年）		一八三
〔二六〕	長門、筑前等に城を築く（同年）		一八三
〔二七〕	唐の使來る（同年）		一八四
〔二八〕	唐の使歸る（同年）		一八四
〔二九〕	使を唐に遣す（同年）		一八四
〔三〇〕	高麗、耽羅の使來る（三年）		一八五
〔三一〕	佐伯の子麻呂の病を問ふ（同年）		一八五
〔三二〕	高麗の使歸る（同年）		一八五
〔三三〕	高麗の使來る（同年）		一八五
〔三四〕	百済の男女を東國に置く（同年）		一八六
〔三五〕	先帝の大葬（六年）		一八六
〔三六〕	都を近江に遷す（同年）		一八七
〔三七〕	耽羅の使來る（同年）		一八七
〔三八〕	高麗の王子、唐に走る（同年）		一八八
〔三九〕	諸國に城を築く（同年）		一八八

〔四〇〕	耽羅の使に物を賜ふ(同年)	一八八
〔四一〕	即位(七年)	一八九
〔四二〕	后妃と皇子女(同年)	一九一
〔四三〕	百濟の使來る(同年)	一九三
〔四四〕	蒲生野に獵す(同年)	一九三
〔四五〕	高麗の使來る(同年)	一九三
〔四六〕	新羅の使來る(同年)	一九三
〔四七〕	唐、高麗を亡ぼす(同年)	一九四
〔四八〕	新羅の使歸る(同年)	一九四
〔四九〕	僧道行、草薙の劍を盜む(同年)	一九五
〔五〇〕	耽羅の使來る(八年)	一九五
〔五一〕	山科の野に獵す(同年)	一九五
〔五二〕	高安に城を築かむとして止む(同年)	一九六
〔五三〕	藤原鎌足薨ず(同年)	一九七
〔五四〕	使を唐に遣す(同年)	一九八
〔五五〕	朝廷の禮儀を定む(九年)	一九九
〔五六〕	諸國に城を築く(同年)	一九九
〔五七〕	山の御井の傍に神を祭る(同年)	二〇〇
〔五八〕	法隆寺に火あり(同年)	二〇〇
〔五九〕	童謠あり(同年)	二〇〇
〔六〇〕	使を新羅に遣す(同年)	二〇一
〔六一〕	大友の皇子を太政の大臣とす(十年)	二〇一

〔六二〕	朝鮮系の人に位を賜ふ（同年）	101	101
〔六三〕	百濟の使來る（同年）	101	101
〔六四〕	はじめて漏刻を置く（同年）	101	101
〔六五〕	西の小殿に宴す（同年）	102	102
〔六六〕	百濟・新羅の使來る（同年）	102	102
〔六七〕	唐・百濟の使歸る（同年）	102	102
〔六八〕	高麗の使歸る（同年）	102	102
〔六九〕	新羅の使來る（同年）	102	102
〔七〇〕	皇太子、吉野に入る（同年）	102	102
〔七一〕	大友の皇子等、佛像の前に誓ふ（同年）	102	102
〔七二〕	天皇崩ず（同年）	102	102
〔七三〕	讃岐の國に變異あり（同年）	102	102

日本書紀

五

武田祐吉

凡 例

一、本書は、日本古典全書の一として日本書紀三十卷を分冊として収載する、その第五冊であつて、卷の第二十四から第二十七までの四卷を収めた。

一、本文は一節毎にまづ書き下し文を掲げ、次にこれに相當する原文を載せた。

一、原文は、北野神社本を底本とした。但し同本は、卷の二・卷の十四の二卷、及び卷の一の後半部を缺いてゐるので、その分に就いては、他の本を以つて補つた。

一、底本の異體字は普通の字體に改めた。誤謬と認められるものは他本を以つて校訂し、その旨を頭註に記した。返り點、句讀點は、なるべく書き下し文と一致するやうにこれを施したが、一致しない場合もある。返り點は底本にもあるが、かならずしもそれに依らない。なほ底本における訓や書入の類はこれを省いた。一書曰、一云、並びに細註の類で、小字に書いてあるものは、底本には二行書きとしてゐるが、印刷の都合上、いますべて一行書きとした。底本に小字で書いてあるもので、その長いものは、便宜上大字としたものがあるが、それは頭註にその旨をことわつてある。